

## 1 AI（人工知能）の活用について

区職員定数削減を進める中、行政サービスは多様化、複雑化し、定型的な事務処理の多い自治体の事務処理等を効率化することが期待されるAIの活用に本区も向かうべきである。港区は今年度を「港区AI元年」とし、AIを活用した区民サービスの提供と最新のICT（情報通信技術）の導入により、働きやすい職場づくりを進める4事業に約7千万円を計上した。その中で「議事録自動作成ツール」、「業務自動化ツールによる人の作業の自動化」、「保育園の入園マッチング」は注目すべきである。他自治体もAI活用事例があるほか、野村総合研究所やIBM、NTTは行政向け人工知能研究に取り組んでいる。本区はどの業務にAIを導入するか、職員提案制度を活用してはいかがか。

## 2 桜の時期の目黒川のゴミ問題について

目黒川の桜の花見客による今年の大量のゴミは報道でも話題になり、来年はさらに花見客が増えることが予想され、桜の時期の目黒川のゴミ問題は地元地域としても目黒区のイメージとしても今後の大きな課題である。ゴミ袋にもなるトートバッグを数量限定で無料配布したが、持ちやすさやお洒落感、ブランディングをプラスする等、工夫が必要ではないか。羽生結弦選手の優勝パレードの際、地元ボランティアがツイッターでゴミ袋の持参を呼びかけたところ、持参したゴミ袋でゴミを持ち帰り、ゴミはほとんど無かった例があり、SNSの活用、ゴミステーションの増設、また、花見時期の出店者へ、桜期間限定有料ゴミ袋の使用を要請しゴミ収集に対する協力を促してはいかがか。

## 3 清掃事務所と清掃事業所の効率化について

築45年の清掃事務所は耐震性の問題もあり大規模改修工事を予定しているが、改修期間の仮施設をどこに設けるか、また、仮施設にかかる巨額の費用等の課題がある。区有施設の見直しでは施設の統廃合、合築を基本とし、山手通り沿いの一等地に建てられた清掃事業所と清掃事務所を統合した場合は業務と施設の効率化が図られる。区民生活を支える大事な機能を持った清掃施設を新たな土地に建設する場合は、清掃事業所と清掃事務所の跡地を売却し財源に充てることも考えられる。国公有地、中学校統廃

合後の廃校跡地、区民センター等が考えられるが、清掃業務は一日たりとも怠ることはできず、清掃事務所の今後について早急に着手すべきと考えるがいかがか。

質問者氏名 須藤 甚一郎

目安時間 30分

- 1 目黒区職員が帰宅する女性を送る際にセクハラ事件を起こした、送り狼（おおかみ）事件だ

目黒区は去る平成30年6月1日付で、目黒区役所で働く部長、課長ら管理職から部下の一般職まで全員に、A4判に事件の概要が書かれた文書が配布された。しかし、区議会への報告はないし、議員個人にもまったく報告がない。いったいどういうことなのか。文書にはことあるごとに「わたしが責任者だ」と発言する青木英二区長ではなく、総務部長（関根義孝）の名前があった。

配られた文書のタイトル（見出しは）、「服務規律の遵守と違反事故の再発防止について」と書かれていた。配られた文書に書かれた内容はこうだ。

「区職員が女性を送って帰る際に、セクシャルハラスメントに該当する行為を行う事件が発生しました」とある。セクシャルハラスメントとは、「性的に嫌がらせをすること」である。普通はセクハラと呼ばれ、セクシャルハラスメントの略語、通常語だ。

若い女性を家まで送るように見せかけて、乱暴しようとするのは、古くから「送り狼（おおかみ）」といわれる。国語辞書・大辞林第3版（三省堂）：「若い女性に親切そうに家まで送るとみせかけて、すきがあれば乱暴しようとする男」と定義されている。

平成30年6月1日付で、女性に性的な嫌がらせを行った区職員は、停職10日間の懲戒処分された。目黒区の最高決定機関の政策決定会議に報告済みである。職員全員に配られた文書を読んでも、何が起きたのかははっきりしない。セクハラに該当する行為といわれても、クイズじやあるまいしわからない。

目黒区職員は、これまでに痴漢、盗撮など破廉恥（ハレンチ）や猥褻

(わいせつ) な事件をたびたび起こしてきた。青木英二区長が区長になってからの職員に対する懲戒処分の状況(目黒区作成)を紹介する。「痴漢などワイセツ事件でこんなに懲戒処分があったのか」と、区民は驚き、怒るだろう。最近、高級官僚が女性ジャーナリストにハレンチ、ワイセツなセクハラをやり、辞職したのは知ってのとおりである。区は今回のセクハラ事件でも再発防止というが、職員に対する懲戒処分の状況を見れば、再発防止はほど遠いのがわかる。

質問 青木英二区長に聞く

- (1) 今回のセクハラ事件で青木区長は、責任者としてトップに出ず、関根総務部長名で文書を配布したり、再発防止と言いながら、区の最高責任者として卑怯なやり方だ。それでは再発防止は無理だ。なぜ、そんなやり方をしたのか。
  - (2) 送り狼、セクハラ事件は、職員に対する懲戒処分の状況を見ればわかるように、目黒区の痴漢、盗撮などワイセツ行為はあとを絶たない。特別区23区中で最悪だと言われたこともあった。青木区長は、「再発防止、再発防止」と鸚鵡(おうむ)返しに言うだけで、ワイセツやハレンチ行為を退治する意気込みと計画はあるのか。
  - (3) 高級官僚にセクハラされた女性ジャーナリストは、テレビ局の態度が曖昧(あいまい)なので、週刊誌に情報提供して騒動が大きくなり、高級官僚を辞職に追い込んだ。目黒区もセクハラ事件で、青木区長がしっかりしなければ、送り狼の被害にあった女性は困る。さあ、今後どう処理するのか。
- 2 平成29年10月に区職員による生活保護受給者の預金等着服事件が発覚した。最初20万円余とされていた被害が、最終的に440万円であったことが判明。区は平成29年12月に再発防止策を発表した。しかし、内容は「検討する」の連発で具体的な再発防止策とは言えないものばかり。事件発覚のとき、青木区長は「早急に再発防止策を実施する」(東京新聞より)と発言した。

現在、再発防止策の実効性はどうか。職員の倫理意識の確保への対策は進んでいるのか。

- 3 目黒区は、憲法で禁止されている政教分離の原則に違反し、かつ目黒区の校長交際費の用途基準に逸脱する神社仏閣への支出を認めたのはな

ぜか。その理由を改めて説明せよ。

職員に対する懲戒処分の状況（平成16年度～平成29年度）

処分日	処分内容	処分理由
29年12月5日	懲戒免職	生活保護受給者の預金等着服
29年12月5日	減給（1/10、1月間） 戒告	上記事実に対する監督責任
28年2月25日	停職2月間 停職1月間	出勤データ改ざん（2名）
27年11月19日	停職6月間	盗撮行為（神奈川県条例違反）
27年5月11日	停職10日間	傷害事件（駅員への暴行）
27年5月11日	停職10日間	通勤手当不正受給
26年8月29日	停職1月間	痴漢行為（神奈川県条例違反）
25年7月23日	懲戒免職	酒気帯び運転、当て逃げ
24年5月29日	停職2月間	痴漢行為（都条例違反）
23年10月31日	減給（1/10、1月間）	バイク酒気帯び運転
21年12月28日	停職2月間	非常勤職員に対するセクハラ行為
21年10月13日	停職1月間	盗撮行為（神奈川県条例違反）
20年4月25日	停職1月間	区施設への無断宿泊約1年
20年4月25日	減給（1/10、1月間）	痴漢行為（都条例違反）
19年11月12日	戒告	交通事故（公務中、安全確認不十分）
19年2月8日	戒告	私事欠勤
19年2月8日	減給（1/10、2月間）	職務専念義務違反 （時間内外出、勤務中私的メール）
18年4月7日	減給（1/10、3月間）	庁用バイク私的使用
18年4月7日	戒告	上記事実に対する監督責任
16年4月9日	懲戒免職	私事欠勤（前年度停職処分有）
16年4月6日	懲戒免職	収賄事件

\* 争議行為に係る処分は除く

質問者氏名 広 吉 敦 子

目 安 時 間 30分

## 1 障害福祉について

目黒区は目黒区障害者計画の中で、障害や困難を有する人々、制度の狭間にあつて社会サービスの行き届かない人々を排除し、孤立させるのではなく、地域社会への参加と参画を支援し、社会の構成員として包み込むソーシャル・インクルージョンの具体化に努めると掲げています。実際、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等を持たず、難病医療費助成も受けていないが一般就労は難しい方など、働く意欲はあつても働ける環境のない方のために、就労できる支援策が必要です。就労支援には「一般就労」や、「福祉的就労」の両方の就労形態を超えた「第三の就労形態」が必要であり、期待されています。また、就労しても定着していくためには障害のある方の声が代弁され、人権が守られる仕組みを作っていくことが必要です。そこで質問します。

- (1) 障害者雇用促進法改正後、2018年4月に施行され、精神障害者が対象に加わり、民間企業の法定雇用率が2.0%から2.2%に、対象となる事業主の範囲が従業員50人以上から45.5人以上になり雇用しやすいように緩和されました。しかし、まだまだ障害者雇用には課題があり、働きたくても就労の機会を得られない状況があります。そこで区の就労支援についての取り組みを伺います。
- (2) 現在、区立施設では就労継続支援B型が3つ、民間施設では就労継続支援A型が2つ、就労継続支援B型が9つあり、各施設の職員は工夫を重ね、商品開発に取り組み、試作品を作っています。区は工賃向上につながるよう支援し、商品の販売促進策に力を入れ、目黒ブランドとしてもっと発信すべきだと思いがいかがでしょうか。
- (3) 障害者虐待防止センターでは虐待があつた場合の対処、未然防止策を行っていると思うが、当事者が相談しやすい窓口体制を整えているのか伺います。

## 2 香害について

自然界の香に似せた合成香料は現在3,000を超える成分がありますが、そのほとんどが揮発性有機化合物、いわゆる化学物質であり、成分は企業秘密として非公開、安全審査は業界が決めています。厚労省の

検討会では、シックハウス原因物質の室内濃度指針値案に15年ぶりに3物質を追加する動きですが、これらの規制物質には柔軟剤などの香料に含まれる化学物質は入っておらず、「香害」は規制の対象になっていません。「触れるたびに動くたびに香る、香りを数週間も長持ちさせる」などとPRされていますが、「香りのカプセル」に使われているのはイソシアネートというポリウレタンの材料にもなっている化合物です。そのイソシアネート化合物は強い毒性があることが分かっていますが、規制の対象外です。

昨年の夏に日本消費者連盟が行った香害110番には2日間で213件という多くの相談があり、その内容も深刻で、最も多かったのが近隣の洗濯物で「柔軟剤を使う隣家の匂いで息苦しくなる」、「くしゃみ、頭痛、吐き気がするので一日中窓を開けられない」などで、他にも「駅のホームで制汗剤を使われめまいがした」など約半数の人が化学物質過敏症の方でした。2012年の全国規模の調査で化学物質過敏症の方は全人口の約1%で100万人規模もいるそうです。この5年の市場拡大を考えると増えていることが予想されます。このような中「香料自粛」に取り組みだした自治体も増えてきました。乳幼児、児童、障害のある方や高齢者等抵抗力の面で配慮が必要な方たちに接する目黒区も、この問題を認識し、対策を考えるべきだと思います。そこで質問します。

- (1) 目黒区の香害の報告は数件あると聞いていますが、香害について認識しているか伺います。
- (2) 香害に対する具体的な取り組みをすべきだと思いますがいかがでしょうか。

質問者氏名 河野陽子

目安時間 50分

## 1 区民のエンディングサポートについて

高齢化社会が進み、並行して高齢者のみの世帯、あるいは高齢者単身世帯の増加は今後も加速していく。「多死社会」に突入するに当たり、親族が引き取らない、あるいは引き取り手のない遺骨の増加も予想される。また、せっかく「終活」としてエンディングノートの作成や生前契

約をしていてもそれが生かされない可能性もある。神奈川県横須賀市は、「市民をひとりも無縁にしたくない」という考えのもと、2015年から低所得者を対象に「エンディングプランサポート事業」、そして本年5月より全ての市民を対象に終活情報登録伝達事業（通称「わたしの終活登録」）の実施をスタートした。目黒区でも区民の遺志そして死後の尊厳を守るために、安心して人生の最期を迎えらえるよう、同様の支援事業が必要と考えるが、行政としてエンディングサポート事業の考え方について伺う。

## 2 青年期・成人期の発達障害者への支援について

発達障害支援拠点「ぼると」がスタートして2カ月。相談事業では20代～40代の相談が多いという一定の傾向が見られると聞いているが、2カ月で出てきた傾向と課題を伺う。

## 3 学童保育整備について

区は32年度までに待機児童数をゼロにすべく全力で取り組んでいるところであるが、当然今後予測されるのは学童不足である。学童保育を第二の待機児童問題にしないよう、ハード・ソフト両面から事前に準備を行うことが必要だが、今後の学童保育整備方針について伺う。

- (1) 区は本年度より「放課後子ども対策課」を設置し、学童保育の計画的な整備を進めていく方針であり、実施計画に基づき国公有地による整備や賃貸型の民間学童の整備を予定しているが、保育所整備同様用地確保等の問題もある中、学童保育整備をどのように進めていくのか伺う。
- (2) 区は国の「放課後子ども総合プラン」を受け小学校の使用の検討を進めていくことになる。小学校内に学童を整備する場合、空き教室等既存施設内への整備となるわけだが、空き教室のない小学校については小学校の敷地内への整備も可能とするのか伺う。
- (3) 国の「放課後子ども総合プラン」では学童保育だけではなく、すべての就学児童が放課後を安全安心に過ごすことを目的とし、放課後子ども教育と位置づけた学習、体験活動の場の設置等をうたっているが、区の放課後子ども教室、ランドセルひろばはどのような位置づけになっていくのか伺う。

質問者氏名 川原 のぶあき

目安時間 35分

1 将来を見据え安定した区財政基盤の確立への取り組みについて

平成30年度は、一般会計予算が950億円余で、過去10年間で最大の予算規模となった。歳入面では、法人住民税の一部国税化、ふるさと納税、地方消費税の清算基準見直しなどの減収要因が拡大している。一方、歳出面では、健康福祉費が予算の5割を超えるなど多様化する区民ニーズに対応するため増加している。こうした傾向は、今後ますます顕著となり、扶助費や老朽化した区有施設の更新経費など、歳出予算は右肩上がりが増加することが予測されている。また、新年度は、新たな三計画のスタートの年度でもあり、これらを着実に実行していくには、安定した財政基盤の確立への取り組みが必要と考え、以下、質問する。

(1) 区職員の財政に関する知識の習得について

特別区の財政は、景気動向や金融市場の影響を受けやすく、とても脆弱である。また今後、複雑化・多様化する区民ニーズを捉え的確に対応するには、膨大な財源が必要である。英国では、自治体内部に公共財務管理（会計・監査・内部統制・資産管理等）の専門家を育成している。本区においても、あらゆる行政資源を活用し、財源を生み出し着実に施策を実行するには、区職員が財政に関する深い知識を習得する必要がある。また、財政に関する資格取得の促進など、専門知識を高める取り組みの実施について、区の見解を伺う。

(2) 区財政の透明性の向上について

新たな行革計画には、「行財政基盤としての公会計整備と行政コストの見える化」が掲げられている。その中で行政評価の指標として事業別・施設別の行政コストの見える化を検討、実施することが示されている。これに加え、主要事業のフルコスト情報や基金・起債の残高状況など、区財政に関する情報開示を進めることにより、民間のさまざまな知恵や工夫を呼び込むことが可能になると考えるが、区の見解を伺う。

(3) ふるさと納税の現状と対策について

ふるさと納税の影響により29年度は約12億円減、30年度は約15億円減と大きな減収要因となっている。本区でも昨年12月より、

基金メニューを増やし充実させ、ポータルサイトの活用や魅力的な返礼品を整え、ふるさと納税への対策を講じてきた。こうした本区のふるさと納税対策の今年度の現状と新たな対策について、区の見解を伺う。

(4) 区有施設見直しにかかる財源確保に向けた取り組みについて

区有施設は一斉に老朽化し、更新経費には莫大な財源が必要となる。本区では今年度より区有施設プロジェクト課を設置し、リーディングプロジェクトと位置づけた区民センターのあり方の検討に着手している。従来、施設整備については、起債によって財源を捻出してきたが、今後の金利上昇リスクなどを考慮した場合、起債に頼るのではなく新たな財源確保に向けた取り組みが必要と考えるが、区の見解を伺う。

2 糖尿病の重症化予防の取り組みについて

国内で糖尿病が強く疑われる人は、推計で1,000万人を超えたとされている。糖尿病を放置すると網膜症、腎症、神経障害などの合併症を引き起こすリスクが高まる。例えば、腎不全による透析治療には、週3回治療に時間を割かれ、医療費も一人当たり年間約500万円程度かかり、患者の生活に大きく負担となっている。一方、透析患者は30万人を超え、その医療費は年間約1.6兆円に膨らみ、40兆円規模の日本の総医療費の4%程度を占めており医療費全体から見ても大きな課題となっている。こうした課題の解決には、糖尿病の重症化予防への取り組みが必要と考え、以下、質問する。

- (1) 本区の糖尿病患者の状況（人数、医療費）について、区の見解を伺う。
- (2) 本区の糖尿病の重症化予防の取り組みについて、区の見解を伺う。
- (3) 糖尿病判定となる方や、治療中断者への受診勧奨をどのように実施していくのか、区の見解を伺う。

質問者氏名 鈴木 まさし

目安時間 50分

1 目黒区の地域特性を踏まえた区内の産業振興について

平成30年度は目黒区産業振興ビジョンが改定される。目黒区は面積

の81.1%が住居系地域であり、地域特性を踏まえた産業振興政策が重要となる。

- (1) 目黒区では、産業振興ビジョン改定に当たり区民意識調査と事業所意識調査を実施した。この調査結果をどのように捉えて、地域特性を踏まえた目黒区独自の産業振興に取り組んでいくのか方向性を伺う。
- (2) 目黒区では、平成28年度から産業競争力強化法に基づき創業支援事業計画の認定を受けて区内創業支援に取り組んでいる。そこで、目黒区民には健康寿命延伸にもつながるシニア創業を希望する人材もいるため、創業支援事業の一環としてシニア創業支援にも取り組むべきと考えるがいかがか。
- (3) 平成30年度税制改正において事業承継税制が改正され、10年間限定の特例措置が設けられた。今回の税制改正を踏まえて区内事業者の事業承継をどのように支援していくのか伺う。

## 2 東京音楽大学との協定を初めとした区内の音楽振興について

平成31年4月に上目黒一丁目に東京音楽大学新キャンパスが開校する。また、目黒区芸術文化振興財団は音楽文化の振興に積極的に取り組んでいるほか、区内には音楽資源が豊富にある。東京音楽大学新キャンパス開校と協定締結を機に、目黒区芸術文化振興財団の活動を強化する等の音楽振興に取り組んではいかがか。

## 3 ラグビーワールドカップ2019日本大会の機運醸成について

平成31年9月20日からアジアで初めてとなる「ラグビーワールドカップ2019日本大会」が開催される。この大会は、開催期間が44日間と長期間にわたり、開催会場も日本全国12の都市に点在することから、国内各地の経済活性化とレガシー創出が期待されている。そこで、スポーツ振興等の機運醸成に取り組むべきと考えるが方針と取り組みを伺う。

以 上